

事業報告書等未提出の特定非営利活動法人に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)第9条の規定により相模原市長(以下「市長」という。)が所轄する特定非営利活動法人が、法第29条に規定する事業報告書等を相模原市特定非営利活動促進法施行条例(平成24年3月条例第7号。以下「条例」という。)第9条に規定する期限までに提出しない場合の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(督促書の送付)

第2条 市長は、条例第9条に定める期限までに事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人があるときは、当該特定非営利活動法人の代表者に対し、督促書を送付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、代表者の所在が不明な場合は、当該特定非営利活動法人の代表者を除く理事及び監事に対し、督促書を送付するものとする。

(催告書の送付)

第3条 市長は、前条第1項の督促書を送付した日から2月を経過する日までに、事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人があるときは、速やかに当該特定非営利活動法人の代表者に対し、事業報告書等の提出期限を定めて、催告書を送付するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の催告書を送付する場合について準用する。

(過料事件通知書の送付)

第4条 市長は、事業報告書等を提出しない法人であり、かつ前条第1項の規定により指定した期限までに、事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人があるときは、法第80条第5号及び非訟事件手続法(平成23年法律第51号)第119条に基づき、当該特定非営利活動法人の代表者の住所地を管轄する地方裁判所に対し、過料事件通知書を送付するものとする。

(認証の取消し)

第5条 市長は、3年以上にわたって事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人があるときは、本条第3項の手続を経たのちに、当該特定非営利活動法人に対し、法第43条第1項の規定に基づく認証の取消しを行う旨を通知するものとする。

2 第2条第2項の規定は、認証の取消しを行う旨を通知する場合について準用する。

3 その他認証の取消しに係る手続については、行政手続法(平成5年法律第88号)、相模原市行政手続条例(平成9年条例第13号)、相模原市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年規則第44号)及び相模原市行政手続条例施行規則(平成9年規則第62号)に従い行うものとする。

(市民への情報提供)

第6条 市長は、法第43条第1項の規定による認証の取消しを行った場合は、次に掲げる事項について、市ホームページに登載するものとする。

(1) 当該特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 認証の取消しに至った理由

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の際現に条例第9条に定める期限までに事業報告書等を提出していない特定非営利活動法人の取扱いについても適用する。